東京都版：令和５年１１月８日

**定款参考例**

○○○○商店街振興組合

**○○商店街振興組合定款**

**第１章　総　　則**

（目　的）

1. 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（名　称）

第２条　本組合は、○○商店街振興組合と称する。

（地　区）

第３条　本組合の地区は、東京都○○区（市）○○町○丁目の区域とする。

|  |
| --- |
| （注１）○○町○丁目の一部が区域に含まれる場合は、「○○町○丁目○番○号から○番○号まで」あるいは「○○町○丁目（○番○号から○番○号までを除く。）」のように詳細に記載すること。（注２）道路に面する地番により地区を設定する場合は、「○○町○丁目○番○号から○番○号までのうち、○○通り（都道○号線）に面する区域」のように記載すること。（注３）地区の決定に際しては、重複禁止規定等があるので、事前に行政庁と協議するようにすること。 |

（事務所の所在地）

第４条　本組合は、事務所を東京都○○区（市）に置く。

|  |
| --- |
| （注）従たる事務所を置く場合は、次のとおり記載すること。第４条　本組合は、主たる事務所を東京都○○区（市）に、従たる事務所を東京都○○区（市）に置く。 |

（公告の方法）

第５条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

|  |
| --- |
| （注１）公告方法については、組合の掲示場に掲示する方法に加え、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙、電子公告のいずれかの方法によることができる。なお、電子公告を公告の方法とする場合には、法務大臣の登録を受けた調査機関の調査を受けなければならず、その料金を負担する必要があるが、官報公告と併せて行うことにより、債権者保護手続が要求される場合に個別催告の省略が認められる。また、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についても記載しておく必要がある。電子公告を公告方法とする場合には、本条を次のように記載すること。 |

|  |
| --- |
| 第５条　本組合の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。（注２）掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。第５条　本組合の公告は、東京都○○区（市）において発行する○○新聞に掲載してする。 |

（規　約）

第６条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

２　規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

３　前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合においては、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、前条の規定に基づき公告するものとする。

**第２章　　事　　業**

（事　業）

第７条　本組合は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）組合員のためにする売出しに関する共同事業

（２）組合員のためにする共同宣伝に関する事業

（３）組合員のためにするポイントカード（又はスタンプ）の発行に関する事業

（４）組合員のためにするクレジットカードの発行に関する事業

（５）組合員のためにする営業用消耗品の共同購買

（６）組合又は組合員のためにする〇〇区（市）商店街振興組合連合会が発行する共通商品券の取扱いに関する事業

（７）組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入れ

（８）労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第４章の規定による労働保険事務組合としての業務

（９）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業

（10）組合員の事業に係る休日、開店又は閉店の時刻等に関する指導

（11）街路灯、アーケード、カラー舗装、駐車場、会館、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための共同施設の設置及びその維持管理

（12）組合員の事業の発展に資するためにする本組合の地区内の土地の合理的利用に関する計画の設定及びその実施についての組合員に対する助言

（13）組合員が建築協定を締結する場合におけるあっせん

（14）組合員及びその従業員の福利厚生に関する事業

（15）前各号の事業に附帯する事業

２　前項第14号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

|  |
| --- |
| （注１）実施を予定していない事業は、記載しないこと。（注２）事業の記載にあっては、実施する共同事業の内容に即して明確な表現で具体的に列挙すること。 |

**第３章　　組　合　員**

（組合員の資格）

第８条　本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）本組合の地区内において小売商業を営む者

（２）本組合の地区内においてサービス業を営む者

（３）本組合の地区内において前２号以外の事業を営む者

（４）○○○○

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員となることができない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

（２）暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者

（３）暴力団員等を不当に利用していると認められる者

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

（５）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

|  |
| --- |
| （注１）「事業を営む」とは、営利を目的として事業を反復継続して行うことを意味する。（注２）事業を営まない事業者を含める場合には、第３号中「事業を営む者」とあるのは「事業を行う者」と書き替えること。（注３）第１項第４号は、第１号から第３号まで以外の者に組合員資格を与える場合に記載する。 |

（加　入）

第９条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

２　本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

（加入者の出資払込み）

第10条　前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

|  |
| --- |
| （注１）本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合及び持分の計算について加算方式をとる組合の規定である。持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて全額払戻し又は各組合員の出資額以上を払い戻す組合にあっては、本条の見出しを「（加入者の出資払込み及び加入金）」と改め、下記のように記載すること。 |

|  |
| --- |
| （加入者の出資払込み及び加入金）第10条　前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。２　前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。３　加入金の額は、総会において定める。（注２）分割払込制をとる組合にあっては、第１項本文中「出資の全額の払込み」とあるのは、「出資口数に応じ、他の組合員の払込済出資額と同額の払込み」と書き替えること。 |

（相続加入）

第11条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の１人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前２条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員となったものとみなす。

２　前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

|  |
| --- |
| （注）本条第１項の日数は、90日以内の範囲内で適宜記載すること。 |

（議決権及び選挙権）

第12条　組合員は、各１個の議決権及び役員の選挙権を有する。

２　組合員は、第37条第１項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

３　前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

４　代理人が代理することができる組合員の数は、○人以内とする。

５　組合員は、第２項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

６　代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

７　電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）**。**

|  |
| --- |
| （注１）役員の選出について、選任の方法をとる組合にあっては、本条見出し中の「及び選挙権」、第１項中の「及び役員の選挙権」並びに第２項中及び第３項中の「又は選挙権」を削除すること。（注２）本条第４項の人数は、組合の実情に応じ、４人までの範囲内において適宜定めること。（注３）ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催する場合に、代理人の範囲をリアル出席者への委任のみに制限する組合にあっては、その旨を規定するため、あらかじめ東京都商店街振興組合連合会にご相談ください。 |

（経費の賦課）

第13条　本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

２　前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

（使用料又は手数料）

第14条　本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

２　前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

（自由脱退）

第15条　組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

２　前項の通知は、事業年度の末日の３月前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

|  |
| --- |
| （注）第２項の「３月前までに」を、１年をこえない範囲で延長することができる。 |

（除　名）

第16条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（１）出資の払込み、経費の支払その他本組合に対する義務を怠った組合員

（２）本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員

（３）本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員

（４）犯罪その他本組合の信用を失う行為をした組合員

（脱退者の持分の払戻し）

第17条　組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

|  |
| --- |
| （注１）本条は、持分の計算について改算方式をとる組合で脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。なお、分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。（脱退者の持分の払戻し）第17条　組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する払込済出資額（本組合の財産が払込済出資総額より減少したときは、当該払込済出資額から当該減少額を各組合員の払込済出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。（注２）持分の計算について全額払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。（脱退者の持分の払戻し）第17条　組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。（※）分割払込制をとる組合にあっては、第２項として次の規定を加えること。２　本組合の財産をもって、本組合の債務を完済するに足りないときは、脱退した組合員は、その出資口数に応じ、未払込出資額を限度として、損失額の払込みをしなければならない。（注３）持分の計算について簿価財産限度（帳簿価格による財産を限度として払い戻す方法）の払戻しを行う組合にあっては、本条を次のように記載すること。（脱退者の持分の払戻し）第17条　組合員が脱退したときは、当該事業年度末の決算貸借対照表における出資金、資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等の合計額から、当期剰余金処分による配当金額及び固定資産の時価に対しての評価減の額を控除した金額につき、その出資口数に応じて算出した額を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。（注４）各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、払戻額の内容に応じて適宜記載すること｡ただし、これらの組合にあっては、各組合員の出資額（組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を払戻額の下限とすること｡ |

（出資口数の減少）

第18条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

（１）事業を休止したとき。

（２）事業の一部を廃止したとき。

（３）その他特にやむを得ない理由があるとき。

２　本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

３　出資口数の減少については、前条の規定を準用する。

（届　出）

第19条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。

（１）氏名若しくは名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。

（２）事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

（過怠金）

第20条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに**、**その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（１）第16条第１号から第３号までに掲げる行為のあった組合員

（２）前条の規定による届出を怠った、又は虚偽の届出をした組合員

（延滞金）

第21条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しない場合は、履行期限の到来した日の翌日から履行の日まで年○パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

**第４章　　出資及び持分**

（出資１口の金額）

第22条　出資１口の金額は、○○円とする。

|  |
| --- |
| （注１）出資１口の金額は、組合の事業規模等を考慮して、適宜定めること。（注２）最低出資口数を設ける組合にあっては、本条を次のように記載すること。(出資１口の金額及び最低出資口数)第22条　出資１口の金額は、○○円とする。２　組合員は、○口以上を持たなければならない。 |

（出資の払込み）

第23条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

|  |
| --- |
| （注１）分割払込制をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。この場合において、出資第１回の払込金額は、１口につき、その金額の４分の１を下らないようにすること。第23条　出資第１回の払込金額は、１口につき○○円とする。２　出資の払込みは、払込みの金額、期日及び方法を記載した書面を各組合員に発してするものとする。３　本組合は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その組合員の払込済出資額に応じて配当すべき剰余金をその払込みに充てることができる。 |

（持　分）

第24条　組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２　持分の算定にあたっては、○○円未満の端数は切り捨てるものとする。

|  |
| --- |
| （注１）本条は、持分の計算について改算方式をとる場合の規定であるが、加算方式を採用する場合は、次のように記載すること。第24条　組合員の持分は、次の基準により算定する。（１）出資金については、各組合員の出資額により算定する。（２）資本剰余金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定加算する。（３）利益準備金、特別積立金及びその他の組合積立金については、各組合員が本組合の事業を利用した分量又は出資額に応じて、事業年度末ごとに算定加算する。（４）繰越剰余金又は繰越損失金については、各組合員の出資額により算定する。（５）土地等の評価差額金については、各組合員の出資額により事業年度末ごとに算定し加算又は減算する。２　準備金又は積立金により損失のてん補をしたときは、その損失をてん補した科目の金額において有する各組合員の持分の割合に応じてそのてん補を算定し、その持分を減算する。第54条第２項ただし書の規定又は総会の議決により、特別積立金又はその他の組合積立金を損失てん補以外の支出に充てた場合も同様である。３　本組合の財産が、出資額より減少したときの持分は、各組合員の出資額により算定する。４　持分の算定にあたっては、○○円未満の端数は切り捨てるものとする。（注２）分割払込制をとる組合にあっては、「出資金」又は「出資額」とあるのは「払込済出資金」又は「払込済出資額」と書き替えること。（注３）土地等の評価は、時価評価とし、その評価方法については、あらかじめ規約等で定めておくこと。 |

**第５章　　役員、顧問、相談役及び職員**

（役　員）

第25条　本組合に次の役員を置く。

（１）理　事　○人以上○人以内

（２）監　事　○人以上○人以内

２　第８条第２項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

３　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とし、理事会において選定する。

４　理事のうち組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、○人を超えることができない。

|  |
| --- |
| （注１）役員の定数は、単に「○人以上」又は「○人以内」と記載しないこと。（注２）定数の上限と下限の幅はできるだけ少なくすること。目安は下限の２割。（注３）定数の上限と下限の差が１人のときは「○人又は○人」と記載すること。（注４）副理事長を２人以上置く場合にあっては、「１人を副理事長」とあるのは「○人を副理事長」と書き替えること。（注５）専務理事制をとる組合にあっては、第３項を次のように記載すること。３　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長、１人を専務理事とし、理事会において選定する。（注６）員外理事の員数は、第１項第１号に定める理事の定数の下限の３分の１以内において、適宜確定数を記載すること。（注７）員外理事を認めない組合にあっては、第４項を次のように記載すること。４　理事は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。（注８）本条の規定は、組合員数が千人を超える可能性が低い場合で、監事の職務を会計監査に関するものに限定する組合の規定である。組合員数が事業年度の開始時点で千人を超える組合では、監事のうち、１人以上は員外監事を選任することを義務付けられているので第５項として下記のとおり書き加えること。５　監事のうち１人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。（１）組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。（２）その就任の前５年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかった者であること。（３）本組合の理事又は本組合に代わってその事業に関する一切の裁判上若しくは裁判外の行為をする権限を有する使用人その他の重要な使用人の配偶者又は２親等内の親族以外の者であること。 |

（役員の選挙）

第26条　役員は、総会において選挙する。

２　役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

３　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

４　第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

５　指名推選の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選出された選考委員が行う。

６　選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

７　一の選挙をもって２人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

|  |
| --- |
| （注１）役員の選挙について指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとるものは、本条を次のように記載すること。ただし、員外役員を認めない組合にあっては、第１項第２号の規定を削る。また、指名推選の方法をとらない組合であって、候補者制をとらないものは、第１項を「役員は、総会において選挙する」と書き替えるとともに、第４項、第５項及び第６項の　　規定を記載しないこと。（役員の選挙）第26条　役員は、次に掲げる者のうちから、総会において選挙する。（１）組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若しくは○人以上の組合員から推薦を受けた者（２）組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会又は○人以上の組合員から推薦を受けた者（注２）推薦制をとる場合にも立候補制を併用すること。２　役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。３　有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。４　第１項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。５　第１項の役員の選挙を行うべき総会の会日は、少なくともその○○日前までに公告するものとする。６　第１項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総会の会日の○○日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届け出なければならない。（注３）投票を単記式によって行う組合にあっては、第２項中「連記式無記名投票」とあるのは「単記式無記名投票」と書き替えること。（注４）当日の立候補制を認める場合は、第５項及び第６項を削除すること。別途「選挙規約」を定める場合は、第５項及び第６項を削り、新たに第５項として次のように書き加えること。５　役員の選挙に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。（注５）役員の選出につき選任の方法をとる組合にあっては、本条を次のように記載すること。（役員の選任）第26条　役員の選任は、総会の議決による。２　前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。３　推薦会議は、別表に掲げる地域ごとに同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成する。４　推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出する**。**５　推薦会議が役員の候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その３分の２以上の多数の賛成がなければならない。６　第１項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の３分の２以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。７　２人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第１項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。８　役員の選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。（注６）推薦会議の構成員は、「地域」によるほか「業種」「規模」等組合員を適切に代表しうる妥当な基準に基づき定款で定める区分ごとに選出してよい。（注７）推薦会議の構成員を選挙により選出する組合にあっては、「当該地域に属する組合員の過半数の承諾を得て選出する」を「当該地域に属する組合員による選挙により選出する」と書き替えるものする。（注８）無記名投票によらず選任を行う組合にあっては、第６号を削り、第７項を第６項、第８項を第７項とすること。 |

（役員の任期）

第27条　役員の任期は、次のとおりとする。

（１）理事　○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第○回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

（２）監事　○年又は任期中の第○回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第〇回目の通常総会が○年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

２　補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

３　理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。

４　任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、第25条第１項に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

|  |
| --- |
| （注１）役員の任期は、理事については２年、監事については４年を超えることができないので、それぞれの範囲で適宜定めること。（注２）第29条の監事の職務について、会計監査に関するものに限定する旨の規定から、業務監査権限を与える旨の規定に変更した場合、現行の監事の任期は定款変更の効力が生じたとき(定款変更認可日)に満了するので、注意すること。（注３）第25条第１項の役員の定数を確定数とする場合は、本条第４項中の「の下限の員数」を削ること。 |

（代表理事の職務等）

第28条　理事長を代表理事とする。

２　理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３　任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

４　本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

５　理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。

６　理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

７　本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（監事の職務）

第29条　監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

２　監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

|  |
| --- |
| (注１)本条は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合の規定である。（注２）監事に業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。第29条　監事は、理事の職務の執行を監査する。２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。（注３）職員を置かない組合は、「理事及び職員」を「理事」に替える。 |

（理事の忠実義務）

第30条　理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の報酬）

第31条　役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

|  |
| --- |
| （注１）理事と監事の報酬は総会において一括して定めず、理事と監事を区分して定めること。（注２）理事と監事の報酬を定款に定めることもできる。その場合は、本条を次のように記載すること。第31条　役員に対する報酬は、理事については総額○○円以内、監事については総額○○円以内とする。 |

（役員の責任免除）

第32条　本組合は、理事会の決議により、商店街振興組合法（以下「法」という。）第51条第９項において準用する会社法第426条第１項の規定により、法及び同法施行規則に定める限度において役員の責任を免除することができる。

|  |
| --- |
| （注）本条は、監事に業務監査権限を与える組合の規定であり、監事の職務を会計に関するものに限定する組合にあっては規定することができないので削ること。 |

（員外理事及び監事との責任限定契約）

第33条　本組合は、員外理事及び監事と法第51条第９項において準用する会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

２　前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は○○円以上とする。

|  |
| --- |
| （注１）会社法第427条（責任限定契約）第１項の内容は、「員外理事(組合員又は組合員である法人の　役員でない者)又は監事の組合に対する損害賠償責任について、員外理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ組合が定めた額と最低責　任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を員外理事又は監事と締結することができる旨を　定款で定めることができる。」となっています。ただし、定款にその旨の規定を置くことが効力発生の要件となっている。責任限定契約を締結する必要がない場合や、員外理事及び監事に報酬を支払わ　　ない場合は規定する必要はないので削ること。（注２）第２項の責任の限度額を法第51条第５項に定める額とする場合は、下記のように書き換えること。第33条　本組合は、員外理事及び監事と法第51条第９項において準用する会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法が規定する額とする。（注３）前条を削り、本条を規定する場合は、第１項中の「法」を「商店街振興組合法（以下「法」という。）」と書き換えること。 |

（顧問及び相談役）

第34条　本組合に**、**顧問及び相談役を置くことができる。

２　顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合に多年の功労のあった者のうちから、それぞれ理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（職　員）

第35条　本組合に職員を置くことができる。

**第６章　　総会、理事会及び委員会**

（総会の招集）

第36条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は**、**毎事業年度終了後○月以内に、臨時総会は**、**必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

|  |
| --- |
| （注）通常総会の開催時期に関する商店街振興組合法上の規定は存在しないため、「毎事業年度終了後３か月以内に招集する」旨の規定を置くことも可能である。その場合は、税法など他法令に留意する必要がある。「毎事業年度終了後２か月以内に招集する」旨を規定している組合の多くは、法人税法上の確定申告の期限との整合性から規定しているものと考えられる。したがって、法人税法第75条の２（確定申告書の提出期限の延長の特例）及び法人税基本通達17－1－4の２（定款の定めにより１月間の提出期限の延長を受けることができる法人）等に該当する場合であって、確定申告の提出期限の延長が可能な場合には、別途対応が必要となる。 |

（総会招集の手続）

第37条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

２　前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。

３　第１項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

４　本組合は、希望する組合員に対しては、第１項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

５　前項の通知については、第２項及び第３項の規定を準用する。この場合において、第２項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

|  |
| --- |
| （注１）役員の選挙について候補者制をとる組合【第26条(注１)】にあっては、第５項の次に次の１項を追加すること。６　総会において、役員の選挙を行う場合には、第１項の通知書に、第26条第６項の規定により届出の　あった立候補者及び被推薦者の氏名を記載しなければならない。（注２）役員の選出について選任の方法をとる組合【第26条(注５)】にあっては、第５項の次に次の１　項を追加すること。６　総会において、役員の選任を行う場合には、第１項の通知書に、第26条第２項の規定による候補者の氏名を記載しなければならない。(注３) 第１項はバーチャルオンリー型組合総会を開催しない組合における規定である。リアル組合総会　及びハイブリット型バーチャル組合総会に加え、バーチャルオンリー型組合総会を開催する場合にあ　っては、次のように記載すること。第37条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 |

（臨時総会の招集請求）

第38条　総組合員の５分の１以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

２　前項の組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（総会の議決事項）

第39条　総会においては、商店街振興組合法（以下「法」という。）又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）借入金残高の最高限度

（２）金融事業に関する１組合員に対する貸付金（手形の割引を含む。）残高又は１組合員のためにする債務保証残高の最高限度

（３）その他理事会において必要と認める事項

|  |
| --- |
| （注１）定款第32条（役員の責任免除）又は第33条（員外理事及び監事との責任限定契約）のいずれかの規定を入れる場合は、第１項中「商店街振興組合法（以下「法」という。）」を「法」と書き換える。（注２）第７条第１項第７号の事業（金融事業）を実施しない組合にあっては、本条第２号を削除する。 |

（総会の議事）

第40条　総会の議事は、総組合員の半数以上が出席し、第３項ただし書及び次条に規定する場合を除き、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

２　総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

３　総会においては、第37条第１項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の３分の２以上の同意があった場合は、この限りでない。

４　総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。この場合においては、第37条第１項の規定は適用しない。

|  |
| --- |
| （注１）あらかじめ通知した事項以外の議決に関する規定を厳格にする場合は、第３項を削除し、第４項を第３項とし、新たに緊急議案として第40条の次に下記の１条を加える。（緊急議案）第41条　総会においては、総組合員の半数以上の組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)が出席し、かつ、その３分の２以上の同意を得たときに限り、第37条第１項の規定により、あらかじめ通知した事項以外の事項についても議案とすることができる。 |

（特別の議決）

第41条　次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の３分の２以上の多数による議決を必要とする。

（１）定款の変更

（２）組合の解散又は合併

（３）組合員の除名

（総会の議事録）

第42条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

２ 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない｡

（１）招集年月日

（２）開催日時及び場所

（３）出席理事・監事の数及びその出席方法

（４）組合員数及び出席者数並びにその出席方法

（５）出席理事の氏名

（６）出席監事の氏名

（７）議長の氏名

（８）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（９）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

（10）監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

（11）監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概　　要

|  |
| --- |
| 1. 本条は、監事の職務を会計に関するものに限定する組合の規定である。監事に業務に関する監査　権限を与える組合あっては、次のように記載すること。

（総会の議事録）第42条　総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。２　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。（１）招集年月日（２）開催日時及び場所（３）出席理事・監事の数及びその出席方法（４）組合員数及び出席者数並びにその出席方法（５）出席理事の氏名（６）出席監事の氏名（７）議長の氏名（８）議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名（９）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）（10）監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要（注２）第２項第２号「開催日時及び場所」は、バーチャルオンリー型組合総会を開催しない場合における規定である。リアル組合総会及びハイブリット型バーチャル組合総会に加え、バーチャルオンリー型組合総会を開催する組合にあっては、「開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限る。)」と記載すること。 |

（理事会）

第43条　本組合に理事会を置く。

２　理事会は、理事長が招集する。

３　理事会の招集は、各理事に対し、会日の１週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知を発して行うものとする。ただし、理事全員の同意がある場合は、招集手続を省略することができる。

４　希望する理事に対しては、前項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

５　理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

６　前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

|  |
| --- |
| （注１）理事会の招集権者については、各理事が招集することとする旨を定めることも可能である。（注２）理事会の招集手続きについては、１週間を下回る期間を定款で定めることができる。（注３）監事に業務監査権限を与える組合は、第３項中の「各理事」を「各理事及び監事」、「理事全員」を「理事及び監事全員」に、第４項中の「希望する理事」を「希望する理事及び監事」に、第５項の「理事」を「理事及び監事」に、第６項の「理事」を「理事又は監事」に書き換えること。 |

（理事会の議決事項）

第44条　法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

（１）総会に提出する議案

（２）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議事等）

第45条　理事会の議長は、理事長をもって充てる。

２　理事会における各理事の議決権は、各１個とする。

３　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

４　理事は、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

５　第３項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

６　前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第３項の理事の数に算入しない。

（理事会の議事録）

第46条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

２　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（１）招集年月日

（２）開催日時及び場所

（３）出席理事・監事の数及びその出席方法

（４）出席理事の氏名

（５）出席監事の氏名

（６）出席組合員の氏名

（７）議長の氏名

（８）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名

（９）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）

（10）理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要

（11）本組合と取引をした理事の報告の内容の概要

（12）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

①　理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

②　①の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③　組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④　③の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

|  |
| --- |
| (注１)これは、監事の職務を会計に関するものに限定している組合の規定である。監事に業務監査権限を与える組合に対する規定は以下のとおり。（理事会の議事録）第46条　理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。２　前項の議事録には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。（１）招集年月日（２）開催日時及び場所（３）出席理事・監事の数及びその出席方法（４）出席理事の氏名（５）出席監事の氏名（６）議長の氏名（７）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名（８）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）（９）監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要（10）本組合と取引をした理事の報告の内容の概要（11）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）①　理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合②　①の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合③　監事の請求を受けて招集されたものである場合④　③の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合（注２）第２項第２号「開催日時及び場所」は、バーチャルオンリー型組合理事会を開催しない組合における規定である。リアル組合理事会及びハイブリット型バーチャル組合理事会に加え、バーチャルオンリー型組合理事会を開催する組合にあっては、「開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)」と記載すること。 |

（委員会）

第47条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

２　委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

**第７章　　管　　理**

(定款その他の書類の備置き及び閲覧等）

第48条　理事は、定款及び規約並びに組合員名簿を本組合の事務所に備え置かなければならない。

２　理事は、総会及び理事会の議事録を10年間本組合の事務所に備え置かなければならない。

３　組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載し、又は記録しなければならない。

（１）氏名又は名称及び住所

（２）加入の年月日

（３）出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

４　組合員及び本組合の債権者は、業務取扱時間内はいつでも本組合に対し、第１項及び第２項の書類（電磁的記録をもって作成されているときは、その表示したもの）の閲覧又は謄写を求めることできる。この場合は、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことはできない。

|  |
| --- |
| (注１) 従たる事務所を設ける場合は、下記のよう記載する。第48条　理事は、定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を本組合の主たる事務所に備え置かなければならない。２　理事は、総会及び理事会の議事録を10年間主たる事務所に、その写しを５年間従たる事務所に備え置かなければならない。３　組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載し、又は記録しなければならない。（１）氏名又は名称及び住所（２）加入の年月日（３）出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日４　組合員及び本組合の債権者は、業務取扱時間内はいつでも本組合に対し、第１項及び第２項の書類（電磁的記録をもって作成されているときは、その表示したもの）の閲覧又は謄写を求めることでき　　る。この場合は、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことはできない。 |

 (決算関係書類等の提出、備置き及び閲覧等）

第49条　本組合は、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。この場合において決算関係書類及び事業報告書は、電磁的記録をもって作成することができる。

２　本組合は、決算関係書類を作成した時から10年間、その決算関係書類を保存しなければならない。

３　第１項の決算関係書類は、監事の監査を受けなければならない。

４　前項の規定により監事の監査を受けた決算関係書類及び事業報告書は、理事会の承認を受けなければならない。

５　理事は、通常総会の通知に際して、組合員に対して前項の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

６　理事は、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を通常総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。

７　理事は、前項の規定により提出され、又は提供された事業報告書の内容を通常総会に報告しなければならない。

８　本組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の２週間前の日から５年間、本組合の事務所に備え置かなければならない。

９　組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、第１項の書類（電磁的記録をもって作成されているときは、その表示したもの）の閲覧又は謄写を求めることができる。

|  |
| --- |
| （注１）第３項は監事の職務を会計に関するものに限定している組合についての規定である。監事に業務監査権限を与える組合にあっては、次のように記載すること。３ 　第１項の決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けなければならない。（注２）従たる事務所をおく場合は、第８項以下を下記のように記載すること。８　本組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の２週間前の日から５年間、本組合の主たる事務所に備え置かなければならない。（法５３条第10項）９　本組合は、決算関係書類及び事業報告書の写し（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）を、通常総会の日の２週間前の日から３年間、本組合の従たる事務所に備え置かなければならない。（法53条第11項）10　組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも第１項の書類（電磁的記録をもって作成されているときは、その表示したもの）の閲覧又は謄写を求めることができる。 |

（会計帳簿の閲覧等）

第50条　組合員は、総組合員の100分の３以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、本組合は**、**正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

|  |
| --- |
| （注）総組合員の同意の割合について、100分の３を下回る割合とする場合には、当該割合を記載すること。 |

**第８章　　会　　計**

（事業年度）

第51条　本組合の事業年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わるものとする。

|  |
| --- |
| （注）事業年度が１月１日に始まり、12月31日の場合は次のように記す。第51条　本組合の事業年度は、毎年１月１日に始まり12月31日に終わるものとする。 |

（利益準備金）

第52条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（ただし、前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第54条及び第55条において同じ。）の10分の１以上を利益準備金として積み立てるものとする。

２　前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

|  |
| --- |
| ※　「出資総額に相当する金額」としているが、法により「出資総額の２分の１に相当する金額」でもよい。 |

（資本剰余金）

第53条　本組合は、出資金減少差益（第17条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

|  |
| --- |
| 1. 本条は、持分の計算について改算方式を選択し、脱退者の持分の払戻しについて各組合員の出資額を限度とする組合の規定である。各組合員の出資額を限度とする方法以外の方法により持分の一部の払戻しを行う組合にあっては、次のように記載すること。

（資本剰余金）第53条 本組合は、加入金及び増口金を資本準備金として積み立てるものとする。２ 出資金減少差益（第17条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。（注２）分割払込制をとる組合にあっては、本条中「第17条」とあるのは「第17条第１項」と書き替えること。 |

（特別積立金）

第54条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額の10分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超えて積み立てることもできるものとする。

２　前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

（教育情報費用繰越金）

第55条　本組合は、第７条第１項第９号の事業の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

|  |
| --- |
| （注）第７条第１項第９号の事業（教育及び情報の提供事業）を行わない組合にあっては、本条を設けないこと。 |

（配当又は繰越し）

第56条　 本組合は、損失をてん補し、第52条の規定による利益準備金、第54条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを他の組合積立金として積み立て、若しくは組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする｡

（配当の方法）

第57条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

２　事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年１割を超えないものとする。

３　配当金の計算については、第24条第２項の規定を準用する。

|  |
| --- |
| （注１）分割払込制をとる組合にあっては、第１項、第２項中「出資額」とあるのは「払込済出資額」と書き換え、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加えること。３　払込済出資額に応じてする配当金は、組合員が出資の払込みを終わるまでは、その払込みに充てるものとする。(注２) 第24条が注意書きの加算方式を採用する場合は第３項を次のように記載すること。３　配当金の計算については、第24条第４項の規定を準用する。 |

（損失金の処理）

第58条　損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

|  |
| --- |
| （注）脱退者に対する持分の払戻しを出資額限度以外としている組合にあっては、本文の「その他資本剰余金の次に「資本準備金」を加えること。 |

（職員退職給与引当金）

第59条　本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき職員退職給与を引き当てるものとする。

|  |
| --- |
| （注）組合に職員を置かない場合は、この規定は入れない。 |

**第９章　　賛助会員**

（賛助会員）

第60条　本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

２　第８条第２項各号の一に該当する者は、賛助会員になることはできない。

３　賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

附 　則

（実施の時期）

１ 　この定款は、本組合の成立の日から実施する。

（任期の特例）

２ 設立当時の役員の任期は、第 27条の規定にかかわらず○年○月○日までとする。

（事業年度の特例）

３ 設立当時の事業年度は、第 51条（事業年度）の規定にかかわらず、本組合の成立の日

に始まり○年○月○日に終るものとする。